

認知機能検査の免除手続きについて

警察で認知機能検査を受検すれば、この手続きは必要ありません。

医療機関において、診断書等を受領し、所定の要件を具備すれば認知機能検査の受検義務を免除することができます。

医療機関にて受診

警察では特定の医療機関の案内はしていません。

ご自身で、医療機関へ認知機能に関する検診を行っているか事前に確認の上受診してください。

診断書等の作成

医療機関に同封の【認知機能検査のご案内 6 認知機能検査の免除について】に記載された基準を満たした診断書等の作成を依頼してください。

診断書等の作成日が【認知機能検査等に関する通知書】に記載された【受検・受講期間】の期間内でなければ免除することはできません。

郵送での手続き ※ 郵送期限は、原則として運転免許証等の有効期間満了日前の誕生日までになります。

レターパックライト（郵便局やコンビニなどの郵便切手類販売所で販売。封筒は青色）に、

① 返信用のレターパックプラス（封筒は赤色）※ 送信用、返信用共にスマートレター等は不可
二つ折り可。宛先、電話番号を必ず記載し、レターパックライトに同封してください。

② 診断書等（コピー不可）

もの忘れ検診結果通知書（名古屋市・大府市）は、本人交付用（複写式の薄い紙）になります。

③ 本人確認書類（いずれか1点）

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー（個人番号の入った裏面は必要ありません）
- ・ 認知機能検査等に関する通知書のコピー

を同封し、下記の相談窓口まで送付してください（警察署には送付しないでください）。

※ e-Gov電子申請システムでの申請については愛知県警察ホームページをご覧ください。

留意点

- ・ 必ずご自身で診断内容を確認してから郵送してください。診断内容によっては、免許更新後も定期的に診断書の提出をお願いする場合があります。
- ・ 診断書等に不備がなければ、診断書等受領証明書を送付します。不備が認められた場合は、別にご連絡します。
- ・ もの忘れ検診結果通知書の複写が薄く、記載内容が判読できない場合は再提出をお願いする場合があります。
- ・ 診断書等受領証明書は、免許更新が完了するまで大切に保管してください。
- ・ 診断書等受領証明書を紛失しても再発行はしませんが、免許更新することは可能です。
- ・ 郵送手続き期限を過ぎた方やご不明な点は、下記の相談窓口まで電話してください。
- ・ 免除手続きをされた方は、あらかじめ指定した検査日時・場所のキャンセルの連絡は不要です。

【認知機能検査の免除に関する相談窓口】

〒468-8513 名古屋市天白区平針南三丁目605番地

愛知県警察本部交通部運転免許課 高齢運転者サポートセンター

052-800-1354（平日9:00～17:00まで）

診断書等送付先 →